

【電動車椅子貸渡約款】

個人情報の取り扱いについて

借受人（貸渡契約の申込みをしようとする者を含む）及び運転者（以下各々「借受人」、「運転者」というは、当社が下記の目的で借受人及び運転者の住所、氏名、連絡先等貸渡契約書記載の個人情報（以下「個人情報」）を利用することに同意するものとします。

- ① 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うため。
 - ② 自動者、保険、その他当社において取り扱う商品・サービス等又は各種キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
2. 「借受人」「運転者」は当社が貸渡契約書記載の個人情報につき WHILL 株式会社に提供することに同意します。
利用目的：品質向上等、WHILL 株式会社のマーケティング分析に活用するため。
 3. 当社は、個人情報の取り扱いについて、ホームページ等により公表します。 URL <https://www.skyrent.jp/privacy/>

第一章 総 則

第1条 （約款の適用）

当社はこの約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、電動車椅子（付属品を含む。以下同じ）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款及び細則の定めのない事項については、法令またな一般の慣習によるものとします。

2. 当社は、この約款および細則の趣旨、法令並びに一般の慣習に反しない範囲で特約を締結することがあります。特約を締結した場合には、その特約がこの約款及び細則に優先するものとします。
3. 借受人は貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとします。

第2章 貸 渡

第2条（貸渡契約の締結）

借受人と当社は約款及び細則と「貸渡し同意書」記載の条件に同意の上、貸渡契約を締結するものとします。

第3条（貸渡の拒絶）

当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- ③ 酒気を帯びていると認められる場合。
- ④ 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められる場合。
- ⑤ 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められる場合。
- ⑥ 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- ⑦ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害した場合。
- ⑧ 約款及び細則に違反する行為があった場合。
- ⑨ その他、当社が不適切と認めた場合。

第4条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が「貸渡し同意書」に署名をし、当社が借受人に電動車椅子を引渡したときに成立するものとします。

第5条（貸渡料金）

電動車椅子の貸渡は無料とします。

第6条（貸渡期間）

貸渡期間は原則最長7日間とします。

第7条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第2条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第8条（点検整備等）

当社は、必要な整備を実施した電動車椅子を貸渡すものとします。

2. 借受人又は運転者は、電動車椅子の貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、電動車椅子に整備不良がないこと等を確認するとともに、電動車椅子が借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第3章 使用

第9条（借受人の管理責任）

借受人又は運転者は、電動車椅子の引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもって電動車椅子を使用し、保管、管理するものとします。

- 借受人又は運転者は電動車椅子を使用する際には、法令、約款及び細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守し電動車椅子を使用するものとします。

第10条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- ① 電動車椅子を所定の使用目的以外に使用し、又は「貸渡し同意書」記載の運転者以外の者に運転させること。
- ② 電動車椅子を転貸し、第三者に使用させ又は他の担保の用に供するなどの行為をすること。
- ③ 電動車椅子を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- ④ 当社の承諾を受けることなく、電動車椅子を各種テスト若しくは競技（当社が協議に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- ⑤ 法令又は公序良俗に違反して電動車椅子を使用すること。
- ⑥ 電動車椅子を日本国外に持ち出すこと。
- ⑦ 当社又は他の借受人に著しく迷惑をかける行為を行うこと。
- ⑧ その他第2条の貸渡契約書記載の条件に違反する行為をすること。

第4章 返還

第11条（借受人の返還責任）

借受人は、電動車椅子を借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

- 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内に電動車椅子を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第12条（電動車椅子の確認等）

借受人は、当初立会いの下に、電動車椅子を通常の使用による劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引き渡し時の状態で返還するものとします。

- 借受人は、電動車椅子の返還に当たって、電動車椅子内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第13条（電動車椅子の返還時期等）

借受人は第7条により借受期間の延長をしようとする場合には、直ちに当社に連絡をし、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第14条（電動車椅子の返還場所等）

借受人は、第7条により所定返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって生じる回送の費用（以下「回送費用」という）が発生した場合、当該費用を負担するものとします。

- 借受人は、第7条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所に電動車椅子を返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第15条（電動車椅子が返還されなかった場合の措置）

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きの措置をとるものとします。

- 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じない場合。
 - 借受人の所在が不明である等不返還と認められる場合。
- 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及び電動車椅子の回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第5章 故障・事故・盗難時の措置

第16条（電動車椅子の故障）

借受人又は運転者は、使用中に電動車椅子の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第17条（事故）

借受人又は運転者は、使用中に電動車椅子に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- ① 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - ② 前号の指示に基づき電動車椅子の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - ③ 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類などを遅滞なく提出すること。
 - ④ 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
 3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第18条（盗難）

借受人又は運転者は、使用中に電動車椅子の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- ① 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- ② 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- ③ 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第19条（使用不能による貸渡契約の終了）

借受人又は運転者は、電動車椅子を使用できなかつたことにより生ずる損害について当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

但し、故障などが当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第6章 賠償及び補償

第20条（借受人による賠償）

借受人は、借り受けた電動車椅子の使用に関し、借受人又は運転者が当社の電動車椅子に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

但し、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2. 前項により借受人が損害補償責任を負う場合、事故、盗難、借受人又は運転者の責めに帰すべき事由による故障、電動車椅子の汚損等により当社がその電動車椅子を利用できないことによる損害については都度査定によるものとし、借受人はこれを支払うものとします。
3. 借受人又は運転者は、借り受けた電動車椅子の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

4. 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づく激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けた電動車椅子に係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第 7 章 解除

第 21 条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らかの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに電動車椅子の返還を請求することができるものとします。

第 22 条（レンタカー契約との不可分一体性）

本契約は、当社と借受人との間の★レンタカー貸渡契約★（以下、「原契約」といいます。）に付随して締結されるものであり、理由のいかんを問わず原契約が終了した場合には、本契約も当然に終了するものとします。

第 8 章 雑 則

第 23 条（邦文約款の優先適用）

邦文約款及び細則と、英文その他邦文以外の約款及び細則に齟齬があるときは、邦文約款及び細則を優先するものとします。

第 24 条（約款及び細則の掲示等）

当社は、当社のホームページなどで事前に告知したうえで、約款および細則を改定し、または約款及び細則を別に定めることができるものとします。

2. 当社は、この約款及び細則を改定し又は別に細則を定めた場合は、ホームページ上にこれを記載するものとします。又、これを変更した場合も同様とします。

第 25 条（合意管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、当社の本店、支店又は各店舗所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

附則 この約款は2025年2月20日より施工します。